

国保の加入・やめる手続きはお早めに

問医療保険課国民健康保険係（市役所1階9番窓口） ☎32-2071、各支所・出張所

会社を退職したり、新たに就職したりすると、それまでの健康保険証が使えなくなります。必要な時に医療機関を受診できるよう、津山市国民健康保険（国保）の加入・やめる手続きは早めに済ませましょう。

家族でも手続きすることができます。世帯主以外の方が届け出る場合、世帯主と手続きに来る人の印鑑（スタンプ印不可）をお持ちください。

加入するとき

退職や扶養から外れるなど職場の健康保険をやめたとき、国保に加入して他の市町村から転入したときは、国保に加入する届け出が必要です。

届け出に必要なもの ①資格喪失証明書など健康保険をやめた日付が分かるもの ②世帯主の印鑑

やめるとき

国保に加入する人が就職や扶養認定などで新しく他の健康保険に加入したときは、国保をやめる届け出が必要です。

届け出に必要なもの ①国保の保険証 ②新しくできた保険証 ③世帯主の印鑑

手続きが遅れると…

- 職場の健康保険の加入手続き中に、国保の保険証を使って受診すると、医療費の返還を求められる場合があります
- 国保の加入が遅れると、さかのぼって保険料を納めることや、医療費をいったん全額負担する場合があります

<事例>



人間ドックの費用助成をしています（国保）

問医療保険課国民健康保険係（市役所1階9番窓口） ☎32-2071、各支所・出張所

40～74歳の国保加入者を対象に助成します。なお、人間ドックを受診した人は、津山市の特定健康診査（特定健診）を受ける必要はありません。

助成金額 職場などから助成を受けた額と5,000円を控除した額（上限15,000円）

対象の人間ドック

- 県内の医療機関で受診、同一年内に1回限りです。
- 必須項目＝特定健康診査の基本項目と詳細項目
- 選択項目＝腹部超音波検査、胃部エックス線検査または内視鏡検査、胸部エックス線検査、大腸がん（便潜血）検査のうち3項目以上

申請に必要なもの 印鑑（スタンプ印不可）、振込口座が分かるもの、人間ドック結果、領収書、未使用の特定健診受診券

申請期限 受診日から90日以内



10月
から

後期高齢者医療制度

一定以上の所得の人は窓口負担割合2割に変わります

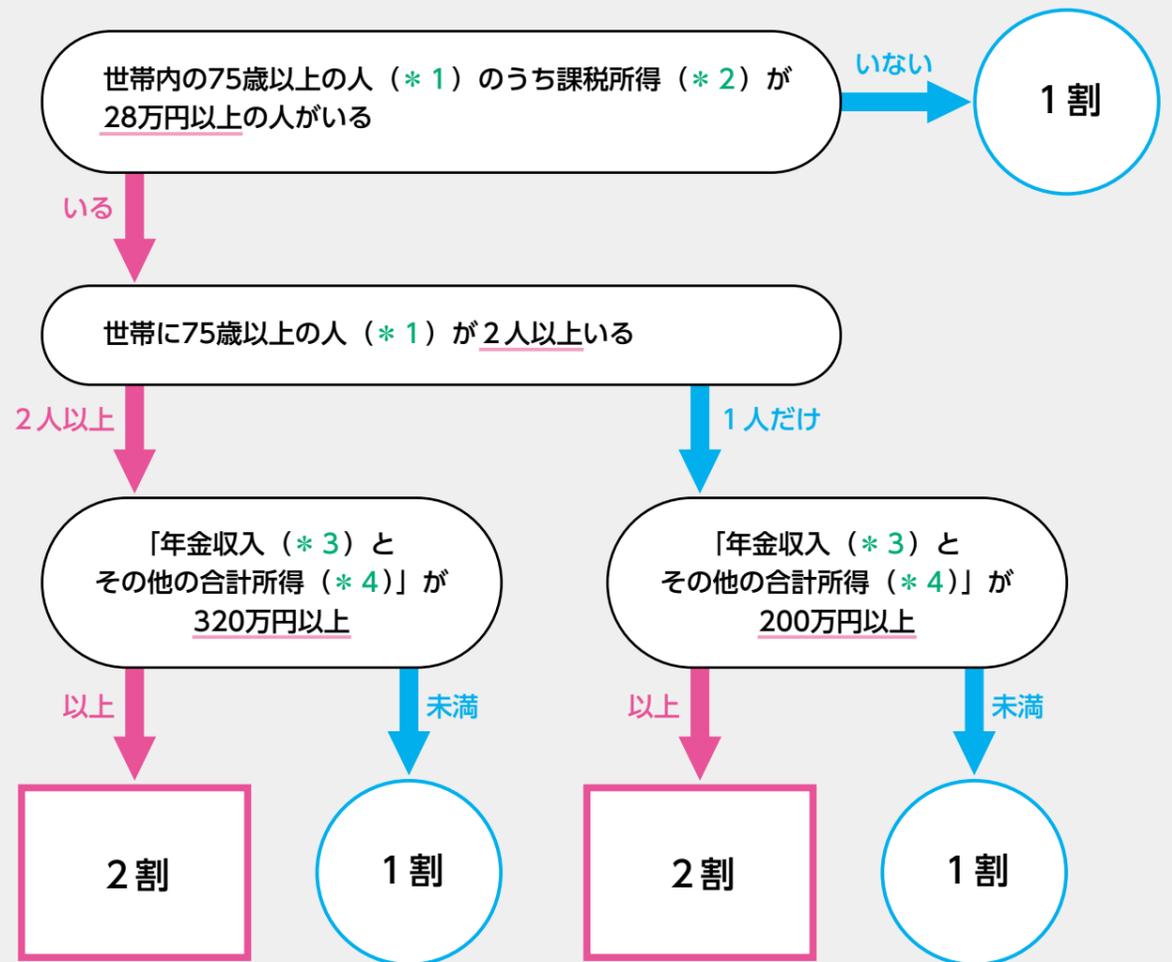
問岡山県後期高齢者医療広域連合（岡山市） ☎086-245-0090

医療保険課高齢者医療係（市役所1階8番窓口） ☎32-2073

※制度改正見直しの背景に関する問い合わせ先＝厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719

10月から、一定以上の所得がある75歳以上の人（*1）は、現役並み所得者（窓口負担割合が3割の人）を除き、医療費の窓口負担割合が1割から2割になります。変更になる人は、後期高齢者全体の約20%です。2割負担の対象になる人は、負担を抑える配慮措置があります。詳しくは、お問い合わせください。

●2割になる場合の所得判定



※課税所得145万円以上、年収383万円以上（75歳以上が2人以上の世帯は520万円以上）の現役並み所得の人は、今までと変わらず3割です

- *1) 65～74歳で一定の障害状態にあると認定を受けた人を含む
- *2) 住民税納税通知書「課税標準」の額
- *3) 遺族年金や障害年金は含まない
- *4) 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを引いた後の金額